調査

栄養士と調理師

-調理師法公布に至るまでの想出で-

第1 緒 言

昭和22年に公布せられた栄養士法(法律第245号)には、何うしたことかその条文中に目的の記載が抜かされて居つたので、其の点甚だ遺憾に感ぜられたところであるが、従来の栄養士規則を獲して栄養士法という法律に改められたという事情から栄養改善法の目的同様専ら国民の栄養改善思想を高め、国民の栄養状態を明かにし、且つ国民の栄養を改善する方途を講じて国民の健康及び体力の維持向上を図りもつて国民の福祉の増進に寄与するよう指導する職務であると云うても敢えて宜しかろうと思はれる。

ところが昭和33年には調理士法(法律第147号)が 制定せられ之が目的としては私が未だ厚生技官当時に 強調した如く,調理士の資格を定めて調理の業務に従 事する者の資質を向上させることにより調理技術の合 理的な発達を図りもつて国民の食生活の向上に資する ことが目的とされたことに関しては我が意を得たりと 大に喜に堪えないところである。

まあそんなことなので、栄養士と調理師との関係は 或は夫婦、兄弟姉妹的な密接な親しい関係にあるので あるが、現在までのところでは栄養士は専ら指導的の みの立場に置かれ、調理師は実際技術者であると自負 し威を張つて居ることは衆人御承知のところである。

尤も年令的には、栄養士の多くは大学其他の専門学校出の年若い知識人で、口を開けば、やれカロリーが何うだの動物性蛋白質量が如何と学術的な言辞が多いのに対し、調理師の多くは年令も概して高く、しかも長年の経験から庖丁をもたせたら右手は勿論左手でも自由自在に使い得られるというた熟練者が多いので、其の間に両者のぴつたりしないところが随所に見聞きせられ居るところであるが、それでは不可此の上なしである。

この両者は何処何処までも仲よく互に相協力し合い 調理師は栄養士を尊敬しつつその指導を受け、学問の 収得に努めることは勿論、栄養士は大学出身だと雖或

故 土 屋 忠 良*

る程度に庖丁位は手に出来るまでに実地・技術の方向 にも意を注ぎ一般大衆の栄養の改善,体力の増進に寄 与しなければならないものではなかろうかと私は常々 思考し強調発言し居るところである。

第2 調理士の称号とその向上

従来料理人とか司厨土或は炊事夫、コツク、板前などと云われて居た人達の業務は単に食用の料理を造りあげるという所謂庖丁術の修得だけであつて、その点に関し進歩もなげれば発展もなく、保健衛生上不安此の上もない実情であつたことは衆人の感知し居られるところである。

昭和11年5月浜松市に爆発した大福餅の大中毒事件 (患者2,001人中死亡者45人)を始めとし各地に続発 し居る大中小の消化器系の伝染病や食中毒の殆んど全 %が調理, 貯蔵方法の不合理であつたり, 調理人その 人が赤痢や腸チフスの保菌者であつたことが原因し誘 因したことを考えると特に大衆の飲食と関係の深い此 等の業態者に対しては単に美味な料理を造つたのなら それだけで満点であるという旧来の考方は之を棄てさ せ経済や栄養や衛生を無視するが如き非科学的な調理 は之をサラリット癈し之に代るに科学的に調理する栄 養学的知識を習得し調理には誇と権威とを持つて当ら せなければならないと思考し居た当時京都府衛生部長 在任中の余は、図らずも厚生省に於てもこの点に関し ては未だ何等の意企なきを突きとめたので、それでは と全国都道府県に先がけ京都府調理士条例を制定公布 し、調理士の資格を定め社会的の地位を確保させ大に 業昇に気焰を挙げさせたところであつた。

第3 京都府調理士条例

昭和25年5月・厚生大臣の招集に応じ全国都道府県 衛生部長会議に上京出席時の話題である。

偶々食品衛生に干する指示事項の質議応答の終らん とした瞬間であつた。

余は挙手し京都府と大呼しながらやをらと立ち上が り, 「只今の事項とも関聯した当座の問題と考えますの で此の際本省の御意向を伺い御教示にあづかり度い ………。

現在頭髪の刈込、結髪、化粧、着付け等の業務に携はり居る旧来の床屋、髪結い業者に対しては既に**理容師美容師法**という法律までも制定公布し理容師、美容師という立派な資格までも附与し大に社会的の地位を高められたことは、理容、美容の業務が適正に行われることにより公衆衛生の向上に資するものが大なりとして左様に取りはからわれたことは近来にない適法として吾々衛生技術官を始めとし業態者は勿論一般大衆も大賛成を表したところでありますが、それよりも調理の方がより先決問題として何とか考える可きではなかろうかと思考するところであります。

浜松の大福餅の中毒事件, 上田市の法事料理による 赤痢事件,別所温泉に於ける保菌者による大腸チフス 事件等々から見てもそうした調理人、司厨士の職務は 極めて重要な職等であるから放置しおかず今迄通りに ただ単に調理の技術だけ年季を入れていればそれで万 事宜しいということに放置し居ることは何うかと思は れます。場合によつては公衆衛生、食品衛生などの衛 生学をシツカリと身につけさせ栄養学を習得せしめ, 調理科学をも身につけて社会常識の豊かな健全な良識 をもつた立派な社会人にしなければならないと考えて 居るのでありますが,本省としては理容,美容師法同 様近く法律でも御制定の上一般大衆のために何んとか しようという御意企でもおありなのかそうなら其の内 容をお漏らし頂けたら大に力が加えられ幸とするとこ ろであります……。」という様な余の質問に対し主管 の三木公衆衛生局長が大臣に代つて,

「只今京都の土屋部長からの御質問の件誠に御尤のことと存じますが本省としては将来はいざ知らず現在のところでは未だ何等の企劃はございません,まあ現在の世態に応じ各位の御意向により各府県で適当にやつて頂き度い……」旨の余には誠に不本意な答弁に接したで私は帰庁早々主管の中村公衆衛生課長と山田栄養係長とを招致し之が取締条例の起草を命じたのであつた。条例案は両君の手で仲々立派に出来上つたの

で余は之に多少の加徐訂正を加え昭和25年9月に開かれた京都府会に提出,説明これ努めたところ議員諸公の満場一致の賛成で議会を通過したので即日京都府調理士条例として公布したのであつた。

第4 近畿2府4県共通の資格

全国各都道府県に卒先して京都府が京都府調理士条 件を制定公布したとろ厚生省、各都道府県を始とし各 地の諸官庁、諸会社かもら大に関心を持たれて条例の 別刷を送つてくれという注文,希望の殺到に応じ一々 発送し居りたるところ、 それから 1ヵ月 経 て 兵庫県 に, 6ヵ月程おくれて大阪府に殆んど京都府同様内容 の条例が相次ぎて制定公布せられ果ては1ヵ年足らず の中に其他の道県は申すに及ばず近畿だけでも2府4県 の全部に制定公布を見るに至つたが、さてこれは法律 でないだけに 制定した都道府県内だけの有効で京都 府で有資格者となつても大阪府や東京都に移動すれば 移転先では無効となつてしまう不便に徴し、せめて取 り敢えず近畿2府4県内だけでも共通にしようと思考し たので京都府主催の近畿2府4県衛生部長会議に私から この点を提案説明したところ全員の賛成を得たので和 歌県での有資格者は京都府でも滋賀県でもそのまゝ無 試験で有効と定められたので業態者からは大に法律の 前提であるとして歎喜せられたところであつた。

第5 調理士法の制定公布

昭和25年の9月に京都府調理士条例が全国各都道府 県に卒先して制定公布せられてから僅か数カ年の間に 私の発言が着々と因をなし効を奏してか,次々と制定 を見殆んど全日本の各都道府県の何れにもそうした条 例が制定公布せられるに至つた態制に協赞せられてか 議会でも厚生省でも遂に意を決し昭和33年5月10 日によし私の命名した調理士の士が一躍医師,歯科医 師,薬剤師同様の師に改めたと難法律第147号を以つ て調理師法として公布せられるに至り識者間には未だ 栄養士が士であるのに釣合がとれず可笑しい,土屋の 命名通り調理士と為すべきだという御意見も相当にあ るようだが私は法律にまで取り扱はれるに至つことは 誠に喜ばしく感至つて無量の思をさせられ居るところ である。